

生活福祉資金特例貸付(総合支援資金)の再貸付について

緊急事態宣言の延長等に伴う経済支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により減収・休業や失業された方に対し、総合支援資金(特例貸付)の再貸付が実施されることになりました。

■ 対象世帯

令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯

■ 貸付上限額

複数人世帯の場合 20万円以内/月 × 3月以内 単身世帯の場合 15万円以内/月 × 3月以内

■ 受付期間

令和3年2月19日(金)より令和3年3月末まで

■ その他申込方法・申請書類など

横浜市社会福祉協議会のホームページからダウンロードしていただき、都筑区社会福祉協議会に、原則郵送でお申込みください。

(都筑区以外にお住いの方は、お住いの区社会福祉協議会にご提出ください)

なお、ホームページからのダウンロードや印刷が難しい方は、都筑区社会福祉協議会にお問い合わせください。

(TEL 045-943-4058 平日及び土曜の9時から17時)

【リンク先：横浜市社会福祉協議会ホームページ】

http://www.yokohamashakyo.jp/cat/saikashitsuke_seikatu.html